

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目1番1号

**株式会社 東芝**

取締役

代表執行役社長 CEO

**綱川 智**

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら別記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年3月23日（水）午後5時15分までに到達するよう、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、インターネット上の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスいただき賛否をご投票くださるようお願い申し上げます。

なお、当社は、書面（議決権行使書用紙の郵送）よりもインターネットにより議決権を行使することをお勧めしております。書面により議決権を行使される場合には、郵便事情等により、議決権行使書用紙が期限内に到達しない可能性もありますので、十分に余裕をもってご返送下さい。

敬 具

記

**1. 日 時** 2022年3月24日（木）午前10時（受付開始：午前9時00分）

**2. 場 所** 東京都新宿区大久保三丁目8番2号 ベルサール高田馬場

### 3. 目的事項 決議事項

<会社提案 (第1号議案)>

第1号議案 戦略的再編の検討を進めることに関する株主の皆様のご意見確認の件

<株主提案 (第2号議案及び第3号議案)>

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 戦略委員会及び取締役会における戦略の再検討の件

第2号議案及び第3号議案は株主提案議案です。当社取締役会は、**第2号議案及び第3号議案に反対**しております。

#### <ご参考>

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、事前の議決権行使をご選択いただき、当日のご来場は可能な限りご遠慮いただきたく、感染拡大防止にご理解ご協力をお願いいたします。

特に、ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方におかれましては、当日のご来場は自粛いただきますよう、強くお願い申し上げます。

当日ご来場を希望される場合は、5ページ記載の「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための当社の対応について」をよくご確認ください、その内容を了承の上、ご来場願います。

## 株主総会へご出席の場合



株主総会

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付にご提出願います。

## 株主総会へご欠席の場合



郵送

株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2022年3月23日（水）午後5時15分までに到達**するようご返送願います。



インターネット

別記の「**インターネットによる議決権行使に当たってのお願い**」(▶21ページから23ページまで)をご参照の上、賛否をご投票願います。

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

当社は、書面（議決権行使書用紙の郵送）よりも**インターネットにより議決権を行使することをお勧め**しております。書面により議決権を行使される場合には、郵便事情等により、議決権行使書用紙が期限内に到達しない可能性もありますので、十分に余裕をもってご返送下さい。

## ライブ中継のご案内



ライブ中継

本総会の模様をライブ中継いたします。視聴方法等については、同封の「**臨時株主総会ライブ中継のお知らせ**」をご覧ください。ただし、ライブ中継内では、議決権行使やご質問・ご発言はいただけませんので、ご注意下さい。

## ご注意事項

- 書面とインターネット（パソコン又はスマートフォン）の双方により重複して議決権を行使された場合は、到着日時の前後を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- 議決権の代理行使をされる場合は、代理人は議決権を行使することができる株主の方1名に限ります。この場合、代理権を証明する書面を当社にご提出願います。
- 書面により議決権を行使される場合に、議案に対する賛否のご表示がされていないときは、会社提案には賛成、株主提案には反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 株主総会参考書類の記載事項について修正が生じた場合は、インターネット上の[□当社ウェブサイト](#)にその内容を掲載させていただきます。
- 本招集ご通知は、[□当社ウェブサイト](#)にて開示いたしております。
- 本招集ご通知の英訳は、[□当社ウェブサイト（英文）](#)に掲載しております。

### [□当社ウェブサイト](#)

<https://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/stock/meeting.htm>

### [□当社ウェブサイト（英文）](#)

<https://www.toshiba.co.jp/about/ir/en/stock/meeting.htm>

以 上

## ■ ご意見、事前のご質問について

本総会の目的事項に関し、株主の皆様のご意見がございましたら、参考にさせていただきますので、本総会までにお寄せください。

また、株主の皆様から事前にご質問をお送りいただいたものにつきましては、本総会の目的事項に関するご質問で、皆様のご関心の高いと思われる、かつ、当社が回答可能であるものを、当日の質疑応答に先立ち一括してお答えさせていただく予定です。準備の都合上、2022年3月17日（木）午後5時15分までに到達するよう、以下の方法によりご送付、ご送信されることにつきご協力をお願い申し上げます。

なお、いただいたご質問について必ずご回答することをお約束するものではありませんので、あらかじめご了承願います。

（書面の送付先） 〒105-8001 東京都港区芝浦一丁目1番1号 株式会社東芝 法務部  
（電子メールの送信先） Hdqsoukai-shitsumon@ml.toshiba.co.jp

## ■ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための当社の対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日のご来場は可能な限りご遠慮いただきたく、ご理解ご協力をお願いいたします。

本総会については、インターネット上でのライブ中継を実施いたしますので、当日の議事はライブ中継でご覧いただけます。

当社役員につきましては、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席やオンラインによる出席とさせていただきます可能性がございます。

議決権の行使については、書面又はインターネットによる事前行使をお願いいたします。また、ご質問事項については、上記のとおり、事前のご質問をお受けいたします。

当日ご出席を希望される場合は以下の記載内容をよくご確認ください、その内容をご了承の上、ご来場ください。

- ・当日はご自宅等で検温を実施ください。37.5度以上の場合は、ご来場を自粛願います。
- ・必ずマスクを着用の上、ご来場願います。
- ・会場受付にサーモグラフィーを設置しております。発熱の可能性がある場合、個別に検温を実施させていただきます。検温で37.5度以上の場合、入場をお断りさせていただきます。
- ・体調不良等が疑われる場合、入場をお断り又は退場をお願いする場合があります。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、通常時に比べ、座席数を限定しております。満席の場合はご入場いただけない可能性がありますので、ご注意ください。

新型コロナウイルス感染症をめぐる今後の状況変化により、開会時刻及び会場を含む本総会の開催・運営方法に大きな変更が生ずる場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。本総会へご出席される株主様におかれましては、事前に当社ウェブサイトをご覧くださいませようようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/stock/meeting.htm>

当社ウェブサイト（英文） <https://www.toshiba.co.jp/about/ir/en/stock/meeting.htm>

# 株主総会参考書類

1. 議決権を行使することができる株主の議決権の数 4,308,962個

## 2. 議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案）>

第1号議案は、会社提案によるものです。

### 第1号議案 戦略的再編の検討を進めることに関する株主の皆様のご意見確認の件

#### ① 議案の要領

当社は、株主価値の向上を目的として、2021年11月12日、中核事業であるエネルギー・インフラ事業及びデバイス・ストレージ事業を別の2つの新規上場会社としてスピノフすることにより、当社を含め、3つの独立した上場会社となるスピノフ計画を公表しておりました。その後、株主の皆様や関係当局など、様々なステークホルダーと当該スピノフ計画について対話を重ねました。大規模なスピノフは本邦初であり、公表後、関係各所の参画を得て詳細を確認した結果、当初想定していなかった考慮すべき点が判明したため、2つの中核事業領域を独立して運営をするという基本方針は維持しつつ、確実性を高めるためにスキームを改良し、2022年2月7日にその概要を公表いたしました。具体的には、当社グループから中核事業領域のひとつであるデバイス・ストレージ事業（以下「デバイスCo.」といい、正式名称は確定次第お知らせします。）を新規上場会社としてスピノフし、エネルギー・インフラ事業を営む当社（以下「当社」又は「インフラサービスCo.」といいます。）とデバイスCo.を2つの独立した上場会社とする方が、分割コストの相当な削減に加え、それぞれの会社の安定的な財務体質の確保が可能となり、また、スピノフのスキームの不確実性を大幅に低減することが可能だと判断しました。デバイスCo.の当社からのスピノフは株式分配の方法を予定しており、この株式分配が効力を発生した場合、当社株主は2社それぞれの株主となります。本議案は、この株式分配を含めた戦略的再編（以下「本戦略的再編」といいます。）の検討を進めることについて、株主の皆様との建設的な対話を実現すべく、株主の皆様にご意見をお伺いするものです。当社は、本戦略的再編について、株主の皆様から広くご意見をお伺いできることを期待しており、いただいたご意見を踏まえて、本戦略的再編の改善・向上に努めて参ります。

なお、本戦略的再編には、当社が保有するキオクシアホールディングス株式会社（以下「キオクシア」といいます。）株式について、株主価値の最大化を図りつつ、実務上可能な限り速やかに現金化し、その手取金純額については、適用法令の範囲内で全額株主還元に充当する旨の方針を含んでおります。本議案は、本戦略的再編の実施が当社グループの株主価値の向上に向けた重要な戦略的意思決定であることを踏まえて、本戦略的再編の検討を進めることについて株主の皆様のご意見を確認することを

目的としており、法的拘束力を有するものではありません。なお、本議案の決議要件は普通決議とさせていただきますが、本議案についての株主の皆様の賛成・反対・棄権のご意見の内訳・比率は、本総会の終了後に公表する臨時報告書において開示いたします。

本戦略的再編の実施について法的拘束力のある株主総会決議については、本戦略的再編の内容を最終的に確定させたくうえで、別途、2023年に開催する株主総会上に上程する予定です。

本戦略的再編は、法人税法上のスピンオフ税制を利用し、適格組織再編として実施することを想定しております。また、本戦略的再編は、上記の2023年に開催する当社の株主総会におけるご承認が得られることや株式会社東京証券取引所の上場承認を含む必要な関係当局の承認等を始めとする所要の手続が完了することを条件に、2023年度下期にデバイスCo.を上場させることにより完了することを目標としており、その現時点での概要は以下のとおりです。なお、当社は本戦略的再編の円滑な実施に向け、産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定を受けることを計画していますが、適用ある法令等（有価証券上場規程及び米国法を含みます。）や税制を含む各種制度の適用・改正・施行の動向、関係当局の解釈その他の状況によっては、本戦略的再編の実施に想定よりも時間を要し、また、その方法等に変更が生じる可能性があります。いずれにしましても、当社は、本戦略的再編の最善かつ最も効率的な方法につき、関係当局と協議し、検討を進めてまいります。

#### <本戦略的再編の概要>

##### (1) 各社の概要

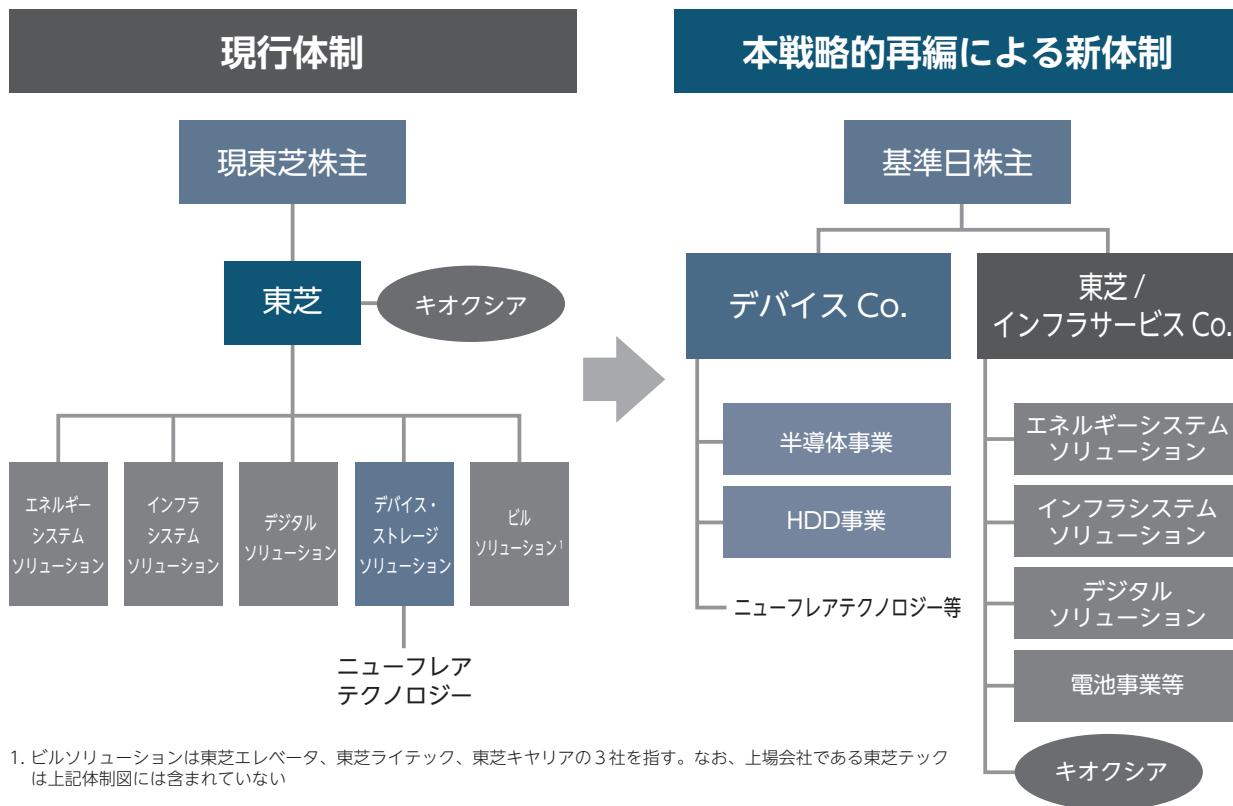
- ・当社（インフラサービスCo.）は、エネルギーシステムソリューション、インフラシステムソリューション、デジタルソリューション、電池事業等から構成。キオクシア株式会社についても保有します。
- ・デバイスCo. は、デバイス・ストレージソリューション事業から構成。

##### (2) 手続の概要

- ・当社はデバイスCo.に対し、必要な資産、負債及び機能を吸収分割手続等により移転する方針で検討中。
- ・2023年度上期までに、法的拘束力のある株主総会決議を得る。
- ・東京証券取引所にデバイスCo.の上場申請を実施する。
- ・2023年度下期を目途に、当社は、株式分配の方法により、当社が別途定める基準日現在の株主（以下「基準日株主」といいます。）に、デバイスCo.の株式を分配する。

以上の方法により、当社グループは、2つの上場会社に再編され、基準日株主は、これら2つの会社の株主となります。

<参考：図>



### (3) キオクシア株式

キオクシア株式会社については、株主価値の最大化を図りつつ、実務上可能な限り速やかに現金化し、その手取金純額については、適用法令の範囲内で、全額株主還元へに充当します。

本戦略的再編により、当社は、カーボン・ニュートラルの目標の達成及びインフラレジリエンスの向上に貢献するインフラサービスCo.と、社会・ITインフラの進化を支えるデバイスCo.という、それぞれの産業をリードする特色ある2つの会社に再編されることとなります。本戦略的再編は、成長戦略の明確化、意思決定のスピードの向上、コスト構造の最適化により各事業の競争力を強化し、持続的で利益ある成長と株主価値の向上を実現します。

また、キオクシア株式会社についても着実に現金化及び株主還元への充当を進めて参ります。

## ② 提案の理由等

当社は、2021年6月に戦略委員会（以下「SRC」といいます。）を設置し、株主価値の最大化に向けた事業計画の策定を進めてきましたが、約5か月間にわたり、SRCによる検証や提言も受けてあらゆる戦略的選択肢の評価・検討を行った結果、2021年11月、当社グループから2つの中核事業であるエネルギー・インフラ事業及びデバイス・ストレージ事業を新規上場会社としてスピノフし、それぞれを独立した上場会社とすることが最適であると判断しました。

上記の計画は本邦初の大規模なスピノフ計画であったところ、公表後、関係各所の参画を得て詳細を確認した結果、当初想定していなかった考慮すべき点が判明したため、2つの中核事業領域を独立して運営をするという基本方針は維持しつつ、確実性を高めるためにスキームを改良し、2022年2月7日にその概要を公表いたしました。具体的には、当社のデバイス・ストレージ事業を行うデバイスCo.の株式を、当社の株主に株式分配し、上場させることにより、スピノフ計画の本質を損なわず、スキームを簡素化し、当社を、エネルギー・インフラ事業を行うインフラサービスCo.と、デバイス・ストレージ事業を行うデバイスCo.という2つの独立した上場会社に再編する方針がより適切であると判断しました。

### （1）本戦略的再編の意義

当社のこれまでの課題を抜本的に解決し、コングロマリットディスカウントを解消し、持続的で利益ある成長と企業価値向上を目指す手段として、本戦略的再編が最適であることは2021年11月に公表したとおりですが、当社は、本戦略的再編の意義について、以下のとおり考えております。

まず、各事業が持つ価値を顕在化させることが可能になるという点です。本戦略的再編を機にコングロマリットディスカウントを解消し、ビジネスサイクル・市況の影響・設備投資の多寡など、ビジネス特性に見合う明確な成長戦略を各社において策定することが可能になります。また、戦略を詳細に検討する中で、ポートフォリオのレビューも包括的に実行し、2022年2月7日に公表しましたとおり、注力・非注力事業の選定と、非注力事業の外部化の方針も固めることができました。なお、SRCは、2021年11月の公表後、SRCが提示した「7つの推奨」の実施状況の監督を含め執行部の検討のレビューを行うとともに、株主の皆様や将来株主になり得る皆様との対話を行い、そこで得られたフィードバックもレビューに活かしました。また、これらの活動は全て取締役会に報告されております。

次に、各社の中長期的な成長戦略に基づいて、研究開発、設備投資、M&A、株主還元といったキャピタルアロケーションの方策を策定することが可能となります。2022年2月7日に公表しましたとおり、分割後の各社における適正な財務体質及び事業リスクに見合った資本構成について検討を加えております。また、現在の複雑な組織が、分割を契機に専門化されることとなり、事業に精通した経営メンバーを揃えた経営体制を構築できます。実際の事業の推進体制や研究組織の検討についても事業特性に応じた俊敏な経営が可能になると考えます。また、経営体制がスリム化し、特定の分野に関心のあるパートナーとの戦略的な提携を模索することも可能になります。

最後に、本戦略的再編によって、投資リターンのタイミングや、リスクの考え方が異なる投資家の趣向に合わせた投資機会を創出することが可能となり、潜在的な株主の皆様にも多様な選択肢を提供できます。東芝は140年以上の長い歴史の中で、時代の変化と共に会社の形を変え、進化してまいりました。本戦略的再編の実行により、インフラサービスCo.及びデバイスCo.は、それぞれの事業領域でリーディングカンパニーとなることを目指してまいります。

今般の大胆な戦略的再編は、大規模な日本企業として初めて法人税法上のいわゆるスピノフ税制の利用による適格組織再編を目指すもので、本邦の産業の活性化にも貢献するものと考えております。当社グループ事業の価値の顕在化、株主・投資家の皆様への投資機会の提供を図るとともに、お客様・取引先・従業員を含む全てのステークホルダーの利益に貢献すると考えております。

#### (2) 本戦略的再編のスキームの改良について

当社は、本戦略的再編のスキームを改良し、3分割から2分割に変更しましたが、その理由は、まず、3社に分割した場合の財務構成に比して、2分割に留めたほうが安定的な財務構成の担保が可能となり、当社本体の上場維持に係る不確実性を除くことができます。

次に、3分割と比較して、2分割に留めることで、構築が必要な経営体制が2つに減少し、規律あるガバナンス体制を構築しやすくなります。

さらに、3分割に比べ、2分割の方が大幅に費用を削減できることが判明しました。

また、上場審査における負担についても、2社を上場させる場合と、1社のみを上場させる場合では、実際の業務負担は大幅に減少することになり、実務担当者の負担軽減になります。

#### (3) ガバナンスについて

また、ガバナンスについては、インフラサービスCo.、デバイスCo.のいずれの会社においても、2021年12月16日付「ガバナンス強化委員会調査報告書における提言等を踏まえた再発防止策に関するお知らせ」に記載のとおり、その向上に努めて参りますが、本戦略的再編により、特性の異なる事業を別個の会社に帰属させることにより、事業特性に応じ、より効率的かつ効果的なガバナンスの実現が可能となると考えております。デバイスCo.も、ガバナンスの向上を目的に、指名委員会等設置会社とする予定ですが、ガバナンス体制、ガバナンス施策につきましても、広く株主の皆様からのご意見を頂戴し、更なる向上に努めて参ります。

#### (4) ポートフォリオの見直し

当社は、2021年11月以降も、株主価値の最大化に向けて検討を継続し、特に、2021年11月にSRCから示された「7つの推奨」については鋭意対応を進めており、対応状況は2022年2月7日の公表

内容にも含まれております。これに加え、ポートフォリオの見直しも継続的に行っております。

まず、当社は、2022年2月7日付「(開示事項の経過) 東芝グループの戦略的再編について」において公表したとおり、当社グループにおける空調、昇降機及び照明事業は安定した収益基盤を有するものの、注力領域との関連性が弱く、成長ポテンシャルを実現できるパートナーとの再編や外部資本の導入によって価値を顕在化すべきと判断し、空調事業については2022年2月7日付「空調事業を担う当社子会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、東芝キャリア株式会社の株式を米国・キャリア社グループに譲渡する契約を締結し、そのクロージングは2022年9月を目指します。昇降機及び照明事業につきましては、今後、売却プロセスを開始し、2022年度中の最終契約合意を目指します。次に、当社の戦略的方向性を踏まえ、東芝テック株式会社（以下「東芝テック」といいます。）の事業を非注力事業と位置づけました。当社は、かかる位置づけに沿って東芝テック自身の中長期の成長プランを促進すべく、実務上可能な限り短期のうちに東芝テックと協働して参ります。

#### (5) 株主還元等

株主還元につきましては、2022年2月7日付「株主還元方針に関するお知らせ」において公表したとおり、当社は、平均連結配当性向30%（注）以上の実現を基本とし、適正資本水準を超える部分については、自己株式取得を含む株主還元の対象とします。

(注) 当面の間、キオクシアにかかる持分法投資損益は、本方針の対象外とします。

適正資本水準は定期的に取り締役会の検証を受けるものとし、2022年度、2023年度においても、適正資本水準を超える部分については、本戦略的再編の円滑な遂行を妨げない範囲で自己株式取得を含む株主還元を実施します。キオクシア株式にかかる還元方針は「議案の要領」に記載のとおり「株主価値の最大化を図りつつ、実務上可能な限り速やかに現金化し、その手取金純額については適用法令の範囲内で、全額株主還元に充当」します。そして、2022年2月7日に公表しました事業計画の円滑な遂行を前提に、今後2年間で3,000億円程度の適正資本水準を超える資本が見込まれます。この超過分について、本戦略的再編の円滑な遂行を妨げない範囲で、株主還元に充当する予定です。

なお、インフラサービスCo.及びデバイスCo.の資本構成については、発行体信用格付けをベンチマークとなる同業他社と同様の水準に維持することを意識して検討してまいります。

当社は、今後も、株主価値の向上について継続的に検討して参ります。

#### <参考情報>

併せて以下に掲載しております、2022年2月7日・8日開催の経営方針・事業説明会「東芝IR DAY」資料もご参照下さい。

<https://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/pr/opr20220207.htm>

<株主提案（第2号議案及び第3号議案）>

第2号議案及び第3号議案は、株主3D INVESTMENT VALUE MASTER FUND様（以下「提案者」といいます。）からご提案頂いたものです。

各議案の提案の内容及び提案の理由は、提案者からご提案いただいたものを記載しておりますが、表形式への変更等を一部行っております。

当社取締役会は第2号議案及び第3号議案に反対であり、株主の皆様にも反対の議決権行使を推奨いたします。

第2号議案及び第3号議案に対する反対の理由は16ページから20ページに記載しています。

—株主提案—

## 第2号議案 定款一部変更の件

### ① 議案の要領

現行の定款に以下の章を新設する。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 後
(新 設)	<u>第6章 戦略的再編の実施</u>  <u>(戦略的再編の実施)</u> <u>第32条 当社は、2021年6月25日に設置された戦略委員会が策定し、取締役会が承認した戦略的再編について、会社法その他の適用法令の要請に従って、取締役会が決定した方法により、取締役会が決定した時期に実施することとする。2021年11月12日に当社が公表した当社グループを3つの独立した会社とする戦略的再編は本条の適用を受ける戦略的再編に該当する。</u>

<p>第6章 計算 (事業年度) 第32条 (省略) (剰余金の配当等) 第33条 (省略)</p> <p>附則 (責任免除に関する経過措置) 第34条 (省略)</p>	<p>第7章 計算 (事業年度) 第33条 (省略) (剰余金の配当等) 第34条 (省略)</p> <p>附則 (責任免除に関する経過措置) 第35条 (省略)</p>
---	---

## ② 提案の理由

当社は、2021年11月12日、当社グループから2つの中核事業を新規上場会社としてスピンオフし、当社グループを3つの独立した会社とする戦略的再編（以下「本再編」といいます。）を実施する方針であることに加え、2022年1～3月の間に臨時株主総会を実施し、本再編について株主に諮る予定であることを公表しました。

本再編を推進するか否かは当社にとって極めて重大な決断になります。提案者は、2021年11月12日に公表された戦略委員会（以下「SRC」といいます。）による推奨を実施していくという当社の方針（取締役会が支持している、2021年11月12日に公表されたSRCによる推奨を含みます。）を明確にするため、本議案を提案します。

本議案が株主により支持された場合、当社は本再編を実施するための明確な信認を得て、当社グループを3つの独立した上場会社とするために必要となる実質的な作業を推進することができます。他方、株主が本議案を支持しない場合、当社及び取締役会は、株主が現時点においてSRC又は現在の本再編の内容を支持していないことを認識することになります。

提案者は、当社が他の企業価値向上策を徹底的に検討していない状況において本再編を行うべきではないと確信しているため、本議案に賛成する意向はありません。提案者が本再編に反対する理由は下記のとおりです。

### 記

当社は、2021年11月12日、当社グループから2つの中核事業を新規上場会社としてスピンオフし、当社グループを3つの独立した会社とする本再編を実施する方針であることを公表しました。

この公表はSRCの推奨に基づくものですが、提案者は、この推奨に至ったSRCのプロセスには欠陥があり、推奨内容を信頼することはできないと考えています。

SRCは、「当社取締役会の戦略委員会による、スピンオフ計画に至るプロセスについての株主の皆様へのアップデート（和訳）」（以下「SRC報告書」といいます。）と題する公開書面で、結論に至ったプロセスを説明しました。SRC報告書からは、SRCによる企業価値向上策の検討中に、金融投資家に「正式なデュー・ディリジェンス」の機会を提供しておらず、「戦略投資家が東芝全体の買収に興味を示す可能性は低いであろう」との憶測に基づき、戦略投資家を検討の対象から除外したことが明らかです。また、マイノリティ出資については、「既存株主の皆様的支持を得づらい」、「一般株主の皆様の利益と必ずしも整合しない」との憶測に基づき、金融投資家との協議は打ち切られました。このようなSRCの行動は、企業価値向上策の評価を不完全なものとし、SRCの推奨を信頼できないものとしています。さらに、SRCの執行部からの独立性には重大な疑問が生じています。SRC報告書によると、執行部は潜在的な投資家であるPEファンドに対して極めて保守的な事業計画を示したとのことであり、その後の2021年11月12日に公表されたこの事業計画は、現状からの当社の成長や大幅な収益向上の機会が何ら見られないものでした。提案者は、この事業計画はあまりにも悲観的であり、PEファンドが興味を有し、資金を拠出するに足る野心的な事業計画ではなかったと確信しています。

また、執行部は、当社グループの所有形態の変更から生じる可能性のある当社の事業への影響について、SRCに対して「懸念」を示したとのことです。提案者は、このような「懸念」は一方向的な悲観的前提に基づくものであり、潜在的な投資家であるPEファンドに懸念を持たせるに至ったことは間違いないと確信しています。提案者は、SRCにおける検討プロセスは、全体的に過度に保守的な事業計画と所有形態の変更に伴うリスク（規制、雇用、顧客離れ等）を過度に強調する執行部によって歪められたと考えています。

重要なことは、本再編が当社における長年に亘る問題を解決すると信じる理由がないことです。本再編は、同様の問題を抱えた「小さな東芝」を3つ生み出すこととなります。当社は過去20年間、執行部の指揮の下、企業価値を創出できていません。本再編により、同様の悪しき企業文化を持つ3つの企業が生み出されるリスクがあるのです。本再編は、2023年度下期に完了することを目標にしているとのことですが、本再編までの2年間において、当社は戦略不在のコングロマリットとして低迷するとの懸念があり、さらには、本再編に伴うコストとして2021年度以降に100億円程度が発生するとのことです。

企業価値の創造は、中核事業の選別・集中的な資源投下と、非中核事業の価値最大化によって達成されます。戦略投資家や金融投資家が会社全体又は非中核事業からより高い価値を生み出せる場合、SRCと取締役会はそれらの選択肢を十分に検討するべきです。SRCと取締役会は、当社とこれらの投資家が会社全体又は各非中核事業の潜在価値を実現できるように、最善の所有・運営形態を模索する必要があります。提案者は、当社において「拙速な判断」がなされ、また、当社に提示される可能性のある所有形態の変更に関する検討が不十分であったと確信しています。

なお、提案者は、SRCのプロセスには欠陥があると確信しており、本再編の実施とSRCの推奨に反対しているため、本議案には反対いたします。

## 第3号議案 戦略委員会及び取締役会における戦略の再検討の件

### ① 議案の要領

戦略委員会及び取締役会は、すべての企業価値向上策を既に推奨されている戦略的再編と比較・評価するため、検討手続を継続する。検討手続においては、(i) 非公開化又はマイノリティ出資に関して積極的に検討を行い、(ii) すべての検討内容、受領した提案及び検討結果の詳細を株主に対して定期的に報告するものとする。

### ② 提案の理由

当社は、2021年11月12日、当社グループから2つの中核事業を新規上場会社としてスピンオフし、当社グループを3つの独立した会社とする本再編を実施する方針であることを公表しました。

提案者は、SRCがすべての企業価値向上策を検討していないと確信しているため、本再編に反対しています。本議案は、SRCに対し、企業価値向上策の検討を継続するように求めるものであり、特に当社の潜在的な買収者や投資家と積極的に対話を行い、それらの者との取引や一連の取引が本再編よりも魅力的なものであるかを十分に検討することを求めるものです。本議案では、SRCに対し、最善の企業価値向上策を検討するための手続を継続し、当社グループの所有形態の変更（非公開化及び金融投資家又は戦略投資家によるマイノリティ出資を含みます。）についても検討するように求めています。さらに、本議案では、SRCに対し、活動内容を株主に詳細に報告するように求めています。

提案者は、SRCと取締役会は常に企業価値を向上させるためのあらゆる機会を検討する必要があるため、株主が本再編を暫定的に支持する場合であっても、SRCが検討手続を継続することが適切であると確信しています。提案者を含む一部の株主は、SRCがすべての企業価値向上策を十分に検討しない限り、本再編を支持することはありません。

提案者は、SRCと取締役会が、「客観的かつ徹底的なレビュープロセス」を完遂することを通じて戦略を再検討することを確実なものとするため、さらには、その再検討の過程を株主が検証できるようにするため、本議案を提案します。

提案者は、SRCにおいて企業価値向上策を徹底的に検討する必要があると考えていますので、本議案に賛成いたします。

## ○第2号議案及び第3号議案に対する取締役会の反対意見

[意見]

**当社取締役会は第2号議案及び第3号議案に反対であり、株主の皆様にも反対の議決権行使を推奨いたします。**

### 1. 総論

第1号議案の「提案の理由等」にも記載したとおり、当社取締役会は、当社の戦略委員会（以下「SRC」といいます。）から当社の戦略的方向性に関する推奨を受け、取締役会でも徹底した検討を行った上でスピンオフ計画を公表しました。取締役会は、その後も株主と執行部からのさらなるインプットを踏まえ、スピンオフ計画の改良、ポートフォリオに関する検討、株主還元の検討等を継続して行ってきました。当社は、当社の提案するスピンオフ計画が株主の皆様をはじめとする当社のステークホルダーにとって最善の方策であると考えています。

SRCは、独立社外取締役5名で構成され、法務、財務、その他のアドバイザーから適切な助言を受けつつ、徹底的かつ緊密な検討を行ってきました。当社取締役会は、その体制及び適切な経営判断を含む検討プロセスは、最善を尽くしたものであると考えます。

### 2. SRCの検討経緯等に関する提案者による批判への反論

提案者は、SRCの検討経緯等について批判を行っていますが、以下の理由により、当社取締役会はそのような批判を受け入れることはできません。

- ・ 提案者は、「この推奨に至ったSRCのプロセスには欠陥があり、推奨内容を信頼することはできない」と述べています。しかし、2021年11月12日付「当社取締役会の戦略委員会による、スピンオフ計画に至る株主の皆様へのアップデート」（以下「SRCレター」といいます。）において記載されているとおり、SRCは、2021年6月25日から11月12日までの間、週次で18回協議を重ねました。さらに、SRCメンバー間又は株主、潜在的投資家その他の市場参加者等の外部者と50回以上の協議を行っており、SRCは、一般的に期待される社外取締役の職責とはおよそ比較にならないくらい、多大な時間と労力を費やして、徹底的かつ包括的に、当社の全部又は一部の所有形態の変更の可能性を含む戦略的選択肢の検討を進めてきました。提案者の批判は根拠を欠くものと考えます。
- ・ 提案者は、戦略投資家を検討の対象から除外したことや、マイノリティ出資に関する金融投資家との協議を打ち切ったことについて、それらが「臆測」に基づくものであると述べています。しかし、SRCレターにおいて記載されているとおり、戦略投資家との協議に関する決定は、SRCの検討過程における、戦略投資家からの反応や金融投資家との入念な協議を踏まえた判断であります。当社が、

金融投資家に「正式なデュー・ディリジェンス」の機会を提供しなかったのは、SRCレターに記載されているとおり、売却手続きを行った場合には、ありとあらゆる選択肢を徹底的に検討することが妨げられ、結論ありきになってしまうと思われたからです。当社は、様々な戦略的選択肢をSRCが比較・検討していた段階において、不相応な時間とリソースを費やして正式なデュー・ディリジェンスの機会を提供することは必ずしも適切な対応とはいえないと判断しました。また、当社は、SRCの一部のメンバーといくつかのPEファンドとの三段階にわたって行われた協議により、先方がどの程度の価格水準で非上場化が実現可能と考えているのかについて意義のある視点を得ることができたと考えます。

- ・ 提案者は、SRCの執行部からの独立性に重大な疑問が生じていると主張していますが、その理由は明らかにされていません。上記のとおり、SRCはそのアドバイザーとともに独自のプロセスを実施し、今後の方向性を検討するために何度も協議を行いました。また、提案者は、「執行部は戦略的な投資家であるPEファンドに対して極めて保守的な事業計画を示した」として、当社がPEファンドに示した事業計画は、PEファンドが興味を示すような野心的な事業計画ではなかったと指摘していますが、当社の事業計画は株主の皆様、取締役会及びSRCからの要請を考慮した上で、執行部として実現可能性、達成可能性を両立させながら鋭意作成したものです。潜在的なPEファンドに対して示した事業計画が「極めて保守的」であるというべき理由はなく、また同計画は2021年11月12日に公表されたものと重要な差異のあるものではありませんでした。
- ・ 提案者は、執行部がSRCに対して示した、当社グループの所有形態の変更から生じる可能性のある当社の事業への影響についての「懸念」は、「一方的な悲観的前提に基づくものであり、潜在的な投資家であるPEファンドに懸念を持たせるに至ったことは間違いない」と批判を行っています。しかし、かかる懸念は公開会社の非公開化に関連して考慮すべき正当な留意点であり、この点については、SRCも検討を行い、各PEファンドとも協議をしました。SRCは、SRCレターに記載されているとおり、PEファンドからもその点についての意見を聴取し、その検討、判断、そして当社取締役会への推奨内容の作成過程において考慮しています。SRCは、執行部並びにPEファンド（及びその投資先企業のいくつか）それぞれの声に耳を傾け、執行部の懸念について公平にかつバランスを保って評価しました。提案者は、「SRCにおける検討プロセスは、全体的に過度に保守的な事業計画と所有形態の変更に伴うリスク（規制、雇用、顧客離れ等）を過度に強調する執行部によって歪められた」と主張していますが、このような批判はSRCが行ったプロセスに当てはまるものではありません。
- ・ 提案者は、SRCの推奨について、「当社において「拙速な判断」がなされ、また、当社に提示される可能性のある所有形態の変更に係る検討が不十分であった」と結論付けています。しかし、提案者はこの結論に至る具体的な根拠を何ら提示していません。以上の理由により、当社は、この結論は根拠を欠くものと考えます。

### **3. 第2号議案に対する意見**

当社取締役会は、以下の理由により、第2号議案に反対であり、株主の皆様に対抗の議決権行使を推奨いたします。

#### **後日法的拘束力のある決議を得る予定であること**

当社としては、本株主総会を株主の皆様との建設的な対話の場であると認識しており、正しく2021年11月12日及び2022年2月7日、8日の公表後も行ってきたように、本株主総会での株主の皆様との対話を踏まえて本戦略的再編の内容を見直し、株主の皆様と議論することはやぶさかではありません。しかしながら、本戦略的再編については、最終的な内容の確定後に、2023年に開催予定の株主総会において、法的拘束力のある決議を採ることとしており、本戦略的再編の内容について必ずしも主要な部分が全て確定していない現時点においては、本戦略的再編に関する法的拘束力のある決議を行うことは適切でない判断をしています。株主の皆様が、特定の法的拘束力のある事項について議決権を行使することを求められる場合には、全ての適切な事実と考慮事項を把握できて然るべきであると考えます。

#### **提案された変更は定款に馴染まないこと**

たとえ今回が法的拘束力のある決議を行うのに適切なタイミングであったとしても、①定款は会社の組織及び経営に関する基本的事項を定めるものであり、②本戦略的再編には取締役会及び執行部の経営判断に属すべき具体的事項が含まれることを考慮すると、第2号議案の定款変更案は、一般的な定款の範囲を超えたものであると思います。

#### **極めて異例な提案であること－提案者ですら反対していること**

提案者は、第2号議案を提案しておきながら、自らは反対の議決権行使をする意向を示しています。このような矛盾した株主提案は極めて異例であり、建設的に定款変更を求めたものであると言えるかについて、疑念を抱かざるを得ず、提案者すら反対する議案に対しては、当社取締役会としても賛成することはできません。このような矛盾は第2号議案がそもそも提案としての体をなしていないのではないかと疑問すら抱かせるものです。

#### **第2号議案の否決は本戦略的再編への反対を意味しないこと**

念のため付言すると、本戦略的再編の支持は第1号議案への賛否により判断されるべきものであり、第2号議案が可決されなかったとしても、このことが必ずしも提案者がその「提案の理由」に書くように「株主が現時点においてSRC又は現在の本再編の内容を支持していない」ことを意味するもので

はありません。したがって、当社といたしましては、第2号議案の結果にかかわらず、第1号議案について過半数の議決権を保有する株主の皆様の賛同が得られた場合、そのような株主意思を尊重して、追って正式な承認を得るべく、本戦略的再編を推進することにいたします。そうしなければ、議決権の3分の1を有する株主が拒否権を持つことになり、過半数の株主が望んでいるにもかかわらず、本戦略的再編を実行することができなくなるおそれがあります。過半数の株主の意思は尊重しなければならないと考えています。

#### **4. 第3号議案に対する意見**

当社取締役会は、以下の理由により、第3号議案に反対であり、株主の皆様に反対の議決権行使を推奨いたします。

##### **当社は本戦略的再編が最善の方策であると考えていること**

取締役会及びSRCは既に徹底した検討を経て、第1号議案の本戦略的再編が企業価値向上の最善の方策であると考えておりますが、取締役会及びSRCは、企業価値向上策を継続して検討しています。具体的には、取締役会及びSRCを含め、当社は、2021年11月12日の本戦略的再編の公表以降も、本戦略的再編を前提として、個別の提案やポートフォリオの見直しについて継続的に検討してまいりました。当社としては、第1号議案が株主の皆様の承認を得られれば、そのような株主意思に従い、本戦略的再編の実施に注力し、その推進に向けて全力で取り組みます。

##### **当社は他の戦略的選択肢を排除していないものの、このような選択肢をどの程度検討するかは経営判断に委ねられていること**

提案者の提案する「(i) 非公開化又はマイノリティ出資に関して積極的に検討を行う」ことが何を意味するかは必ずしも定かではありませんが、提案者の第2号議案に関する提案理由等に鑑み、例えば、直ちに非公開化やマイノリティ出資に向けた入札手続を行い「正式なデュー・ディリジェンス」の機会を提供することを意味するのであるとすれば、本戦略的再編の実施に注力すべき現段階において、不相応な時間とリソースを費やして正式なデュー・ディリジェンスの機会を提供することは必ずしも適切な対応とはいえないと考えています。または、それが、「正式なデュー・ディリジェンス」の機会を提供するまでには至らない対話とそれに基づく検討を意味するのであれば、SRCによる客観的かつ徹底的なレビュープロセスの一部として、既に実施しております。

本戦略的再編が他の戦略的選択肢と比較して、当社グループの企業価値の向上、そして株主の皆様をはじめとするお客様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーの皆様利益にかなっているかはこれまで徹底的に検討してきましたし、これからも検討して参ります。

また、従前から申し上げているように、具体的かつ実現可能性のある真摯な買収提案がなされれば、取締役会としてそれを真摯に検討いたします。しかし、経営資源に限りがある中で、他の戦略的選択肢（当社においては、例えば非公開化取引）を並行して検討しつつ、一つの戦略的選択肢（当社においては、本戦略的再編）を追求すべきか否かについては、そのような責任を負い、経営判断を正当に行うために最も情報を有しており、最も適切な機関というべき取締役会において、時間、経営資源、期待されるメリット等を考慮し都度状況を踏まえて決定すべき事項です。当社は、取締役会が株主総会により決定された一定の行動指針に従うこととされた場合、当社を運営し、経営判断を行うという経営陣の責任感が損なわれ、また、将来に向けた機動的な戦略の方針を策定することを妨げることとなり、企業価値ひいては株主価値の向上を妨げることになるのではないかと懸念しています。このような考え方は、公開会社における所有と経営の分離の基本的な考え方とも相容れません。

#### **情報の全面開示は当社及び株主の利益に反すること**

さらに、第3号議案には、「(ii) すべての検討内容、受領した提案及び検討結果の詳細を株主に対して定期的に報告するものとする」と記載されていますが、そのような情報はしばしば開示になじまないものであり、一般的には第三者に対する秘密保持も考慮する必要があるものであって、受領した提案及び検討結果の詳細を定期的に株主に報告することは実務的ではないことが少なくありません。それどころか、機密情報を開示することにより、企業価値を損ないかねません。もとより、当社といたしましては、法令を遵守した上で、合理的な判断により適時適切に情報開示を引き続き行いますし、これまでも、SRCによる検討プロセスを含め、実務上一般的に求められる水準以上に頻繁かつ詳細な情報開示を行っております。しかしながら、公開会社が、戦略の方針に関わる情報の全てを子細に開示することは極めて非現実的です。そのような情報については、全て開示するのではなく、職責を負い、かつ、当社に対する秘密保持義務に服する取締役及び経営陣において評価・検討し、それに基づいて当社としての戦略的意思決定を行うことが一般的であり、かつ、妥当なアプローチであると考えます。提案者が要請するような詳細な情報開示が本戦略的再編と他の戦略的選択肢とを比較・検討するための検討手続の前提になるとすると、かえって、企業価値向上に資する真摯な提案やその他の戦略的提案を受領する機会を逸するおそれすらあると考えます。当社が第3号議案の(ii)に従うこととされた場合には、本戦略的再編を検討、改良及び実施することが、より一層困難になるものと思われれます。

#### **5. 結語**

**上記の理由により、当社取締役会は第2号議案及び第3号議案に反対であり、株主の皆様にも反対の議決権行使を推奨いたします。**

以上



## 2. ログインする

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

\*\*\* ログイン \*\*\*

●議決権行使コードを入力し、[ログイン]ボタンをクリックしてください。  
●議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載されています。  
(電子メールにより届集ご通知を受領されている株主様の場合は、  
届集ご通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード:

ログイン 閉じる

議決権行使コード:

ログイン 閉じる

## 3. パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

\*\*\* パスワード認証 \*\*\*

●パスワードを入力し、[次へ]ボタンをクリックしてください。  
●ソフトウェアキーボードを使用される場合は、右のリンクをクリックしてください。  
●パスワードをお忘れの場合は、こちらをクリックしてください。

パスワード:  [ソフトウェアキーボード](#)

次へ

パスワード:  [ソフトウェアキーボード](#)

次へ

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。 ※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

## 2. 議決権行使方法を選ぶ

すべての会社提案議案について「賛成」する

各議案について個別に指示する

各議案について個別に指示する

## 3. 各議案の賛否を選択

第1号議案  
第〇期剰余金の処分の件

賛成 反対

第2号議案  
定款一部変更の件

賛成 反対

確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了です。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

## パスワードのお取扱いについて

- ① 今回ご案内するパスワードは、本総会に関するのみ有効です。次の総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。パスワードのお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。
- ② パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。
- ③ 誤ったパスワードを一定回数以上入力されると、メイン画面にアクセスできなくなります。
- ④ パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手願います。

### ! ご注意事項

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金、通信事業者への通信料金等が必要になる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
- 会社等からインターネットに接続する場合、ファイアウォール等の設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行(株)  
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120-652-031

(受付時間午前9時～午後9時)

その他のご照会につきましては、下記にお問い合わせください。

- 証券会社等に口座をお持ちの株主様  
お取引の証券会社等にお問い合わせください。
- 証券会社等に口座のない株主様  
(特別口座をお持ちの株主様)  
三井住友信託銀行(株) 証券代行部  
 0120-78-6502 (当社専用フリーダイヤル)  
(受付時間午前9時～午後5時、休日を除く。)

# 株主総会 会場ご案内図

開催日時 2022年3月24日（木） 午前10時（受付開始：午前9時00分）

開催場所 ベルサール高田馬場 東京都新宿区大久保三丁目8番2号 住友不動産新宿ガーデンタワーB2

## 交通機関のご案内

● JR山手線 ● 西武新宿線

● 東京メトロ東西線

「高田馬場駅」 戸山口から徒歩約5分  
5番出口から徒歩約6分

[バス] 都営バス(1番のりば):高71「九段下」行き又は関東バス(1番のりば):百01「東中野駅西口」行き「高田馬場駅通り」バス停下車 徒歩約2分

● 東京メトロ副都心線

「西早稲田駅」 2番出口から徒歩約7分

[バス] 都営バス(「学習院女子大学前」バス停):高71「高田馬場駅前」行き「高田馬場駅通り」バス停下車 徒歩約2分

● 東京メトロ東西線・半蔵門線 ● 都営新宿線「九段下駅」

[バス] 都営バス(2番のりば):高71「高田馬場駅前」行き「高田馬場駅通り」バス停下車 徒歩約2分

● JR中央・総武線(各駅停車) ● 都営大江戸線「東中野駅」

[バス] 関東バス(1番のりば):百01「高田馬場駅」行き「高田馬場駅通り」バス停下車 徒歩約2分



## お願い

駐車場のご用意はございませんので、電車等公共の交通機関でご来場くださいますようお願い申し上げます。  
ベルサール高田馬場近隣の駐車場は、有料ですので、ご注意ください。

お土産、お弁当はご用意いたしていません。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。